

別記様式1

年度モニタリング(令和4年度)

施設名称	佐倉市男女平等参画推進センターミウズ
施設概要	所在地:〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-23 レイクピアウスイ3階 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建 3階の一部 敷地面積:13,077.83㎡(建物全体) 延床面積:155.27㎡ 建築年月:昭和58年6月 施設内容:図書コーナー、ミーティングスペース、学習室(18人収容)、 事務スペース 附帯設備:駐車場(800台収容)※ショッピングセンターの ため、共用
施設の設置目的	男女平等参画推進条例に基づく施策を推進し、市民や事業者の取組み を支援する男女平等参画推進活動の拠点として設置
指定管理者	株式会社明日葉
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
委託料	74,700,000円(令和4年度支払額 14,940,000円)
市所管課	市民部自治人権推進課
第三者	新日本婦人の会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館） 時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(3)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(2)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(4)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(1)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	S	常に清潔で快適な環境を保っており、また温かみを感じられる施設は利用者から好評を得ています。
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(3)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(4)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	B	必要な時にすぐに確認出来るよう整備をお願いします。
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(5)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(5)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(6)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(8)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(8)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(4)	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(4)	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(10)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(10)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(1)、Ⅲ-2-(2)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(5)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(7)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(7)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	

8 連絡調整に関する基準

連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>コロナ禍、日常的にスタッフ、来館者の感染予防に努め、学習会等の開催においても、感染予防対策を徹底したため事故もなく運営できました。対面が難しいこともあり、Zoomを使用して学習会を開催したり、期間限定でYouTube配信を行ったりと、工夫しながらIT運用のノウハウもかなり向上しました。LGBTQの学習会で収録したビデオを教育委員会の教材として提供しました。千葉県袖ヶ浦市の男女共同参画推進委員からミウズ施設訪問があり、評価を頂きました。</p> <p>施設の問題として建物が古いため、大雨や長雨になると、天井からの数箇所の雨漏りがひどいです。本棚にビニールをかぶせて、図書の本を濡れないようにしています。また、夜中の警備強化を警備部門に頼っていますが、対応策に苦慮しています。</p>
<p>佐倉市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的清掃やカーペットの定期清掃により、施設の美観・清潔を保ち、快適に利用できる環境づくりに努めました。一方、建物の老朽化による雨漏りについては、引き続き建物の管理者に対応を依頼します。 ・事業の企画運営については、感染対策を行い、Zoomを利用したオンライン講座の開催など工夫を凝らして、可能な限り実施しました。 ・スタッフ一人ひとりが高い意識を持ってスキル・アップに努め、効果的な事業を実施しました。スタッフの対応についても、利用者から高い評価を受けています。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
総利用者数(人)	15,232	38,000	16,762	110.0%	44.1%
図書貸出冊数(冊)	5,268	7,000	5,140	97.6%	73.4%
学習室利用者数 (人)	1,541	6,000	2,201	142.8%	36.7%
学習室稼働率(%)	26.4	50.0	31.7	120.1%	63.4%
学習室利用料金 収入(円)	131,830	160,000	174,290	132.2%	108.9%
学習室減免件数	116団体 231人	-	126団体 332人	108.6% 143.7%	-

意見記述欄

指定管理者	総利用者数はほぼ横ばいにとどまりましたが、学習室の定員が、11月から18名に戻ったため、前年度より、42.8%増となりました。よって学習室の稼働率も上がりました。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用が緩和されたため、昨年度よりも、全体的に実績が上がりました。特に学習室稼働率はコロナ以前に戻りつつあります。 ・令和5年度より新型コロナウイルス感染症が5類になり、日常が戻りつつあります。感染対策を社会状況に合わせながら、利用者が満足できるようなサービスを提供していきます。

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	15,388,350	15,120,000	15,141,380	98.4%	100.1%
支出(円)	13,145,029	14,077,200	13,131,118	99.9%	93.3%
収支(円) 〈収入-支出〉	2,243,321	1,042,800	2,010,262	89.6%	192.8%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	1.0	1.1	1.3	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	84.7	80.1	82.8	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.0	1.0	1.0	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	883	370	783	88.7%	211.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	981	393	891	90.8%	226.6%

意見記述欄

指定管理者	<p>コロナ収束に伴い、学習室の稼働率が上がり、収入増に繋がりました。また、総利用者数の増加により、利用者当たり管理コスト及び利用者当たり市負担コストが改善されました。引き続き、利用者数を増やすよう尽力します。</p>
佐倉市	<p>・今年度より新型コロナウイルスが5類へ移行し、利用者数・稼働率が共に上がり、収入増につながりました。引き続きコスト改善が求められます。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
魅力ある事業を実施し男女平等参画社会づくり形成に努めると共に、地域に密着した市民ニーズにあった各種イベントの開催を行う。	企画事業はオンラインと対面でもできたので参加者の受講方法の幅が広がりました。
既存サービス水準の維持・向上に努め、地域に根差した市民交流の場となる施設の利用を図る。	学習室の利用人数が緩和されたので徐々に利用人数が増加しました。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
市民参加、まちづくり、男女平等参画、社会教育の4つの視点で連携、協働を図りながら、市民とも事業展開し、推進拠点として役割を果たす。	講座の受講方法はYouTube配信と対面の両方でできたので多くの市民に参加してもらえました。
スタッフ研修等により、市民サービスの質を上げる。	各自興味のあるオンライン等の研修に参加し、ミーティング等で発表することで、他のスタッフのスキルアップにも繋がっています。

意見記述欄

指定管理者	学習室の利用人数の規制がなくなり、利用人数は増加しました。オンライン講座開催も回数を重ねる毎にスタッフのスキルが上がってきており、多くの市民に参加してもらえました。オンライン講座の利点としては、受講者自身の都合に合わせた日時で受講できるので、多数参加に繋がります。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講座と対面講座ともに予定通り開催することができ、多くの市民に参加してもらうことができました。 ・会議やセミナーへの参加や、職員の研修を実施し、職員のスキル向上に取り組みました。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	別紙資料参照
回答数等	別紙資料参照
実施結果	別紙資料参照

回答者の意見等	対応策等
図書の種類を増やしてほしい。	男女平等参画に関する書籍の種類を増やすとともに、一般書については他の図書館から取り寄せ、当センターでお渡しできることを市民に伝えます。
掲示物ジェンダーのこと等がすぐわかりやすかった。	今後も、新たな情報を掲示などで、迅速にお伝えできるようにして行きたいです。
上映会や講演会に今後も参加したい。	今後も男女平等参画の視点を推進する映画や講演会を継続して行います。

意見記述欄

指定管理者	利用者に気持ちよくお使いいただけるよう、施設内の美化には気を配っています。接遇等で留意すべきことはミーティングでも話し合い、日々心掛けています。消毒などを徹底しているため、利用者にも安心してご利用いただいています。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の清掃状況について、アンケート回答者のうち、9割以上が「大変良い」または「良い」と回答しています。また、スタッフの対応についても、約9割が「大変良い」または「良い」と回答しています。 ・寄せられた要望や意見と施設運営に反映させるよう努めています。

⑥総合評価

【令和4年度】

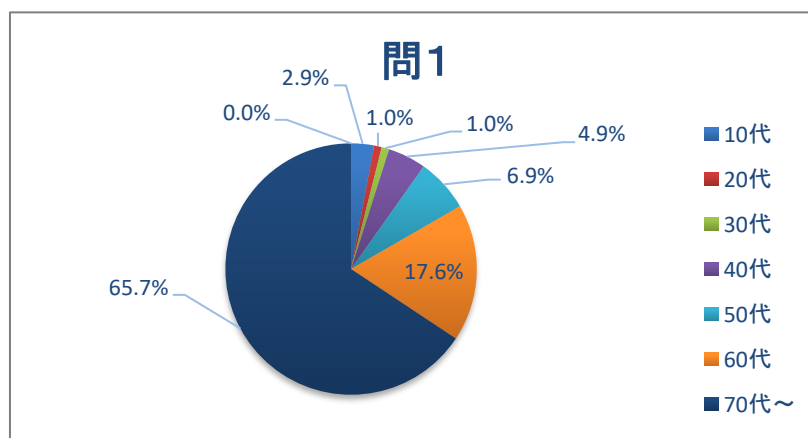
意見記述欄

指定管理者	<p>コロナ禍、人数制限はありましたが、講演会と2つの講座は対面で実施しました。講師も、参加者の反応が肌で感じられている様でした。</p> <p>学習室も人数制限がなくなったので、使えなかった登録団体も使用できるようになりました。</p> <p>年2回発行している、ミウズ情報誌を2000部から6000部に増刷し、市内各自治会でも回覧し、ミウズをより広めることができました。</p>
佐倉市	<ul style="list-style-type: none">・昨年に引き続き、コロナの影響がありましたが、オンライン講座等状況に合わせた取組みを実施し、良好な施設管理・運営が行われました。・男女平等参画に関する新たな課題や市民ニーズ等に対応するため、スタッフ研修で得られたものを生かした、新たな視点を取り入れた事業を展開しました。・新型コロナウイルス5類移行に伴い、利用者数が増えるよう努めていきます。

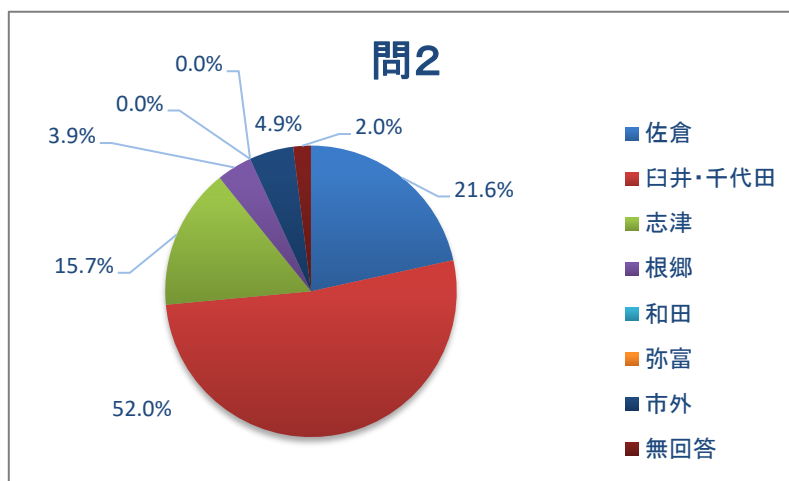
R4年度 ミウズ利用者アンケート集計結果

アンケート回収 102枚

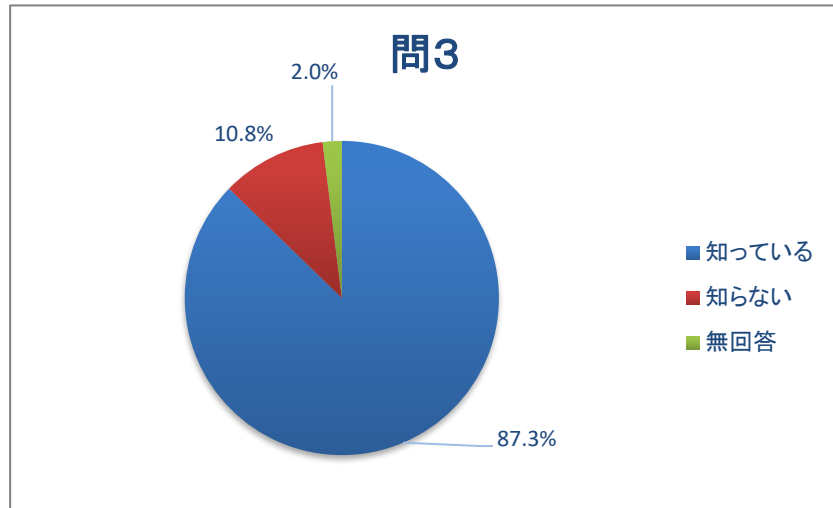
1.年代	回答数	構成比
10代	3	2.9%
20代	1	1.0%
30代	1	1.0%
40代	5	4.9%
50代	7	6.9%
60代	18	17.6%
70代～	67	65.7%
不詳	0	0.0%
	102	100%



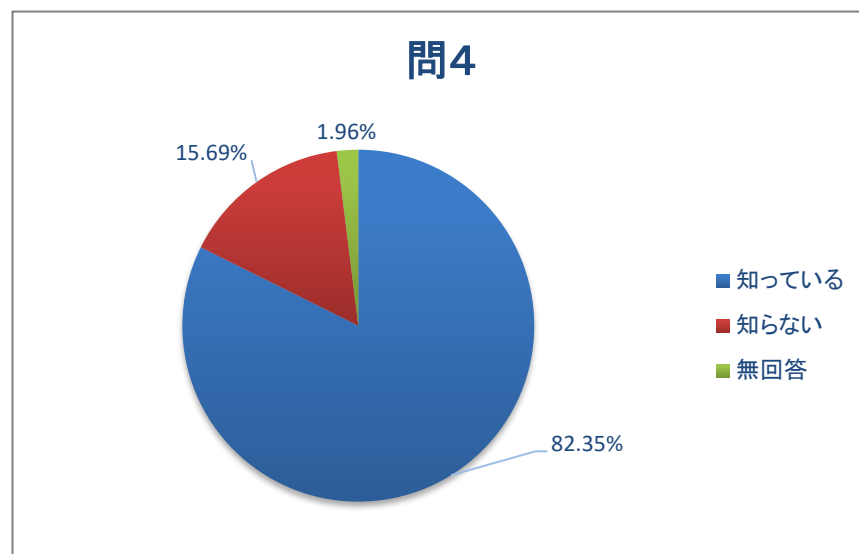
2.お住まいの地区	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
佐倉	2	1	0	2	2	3	12	0	22	21.6%
臼井・千代田	1	0	1	2	4	7	38	0	53	52.0%
志津	0	0	0	1	0	5	10	0	16	15.7%
根郷	0	0	0	0	0	1	3	0	4	3.9%
和田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
弥富	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
市外	0	0	0	0	0	1	4	0	5	4.9%
無回答	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2.0%
合計	3	1	1	5	7	18	67	0	102	100%



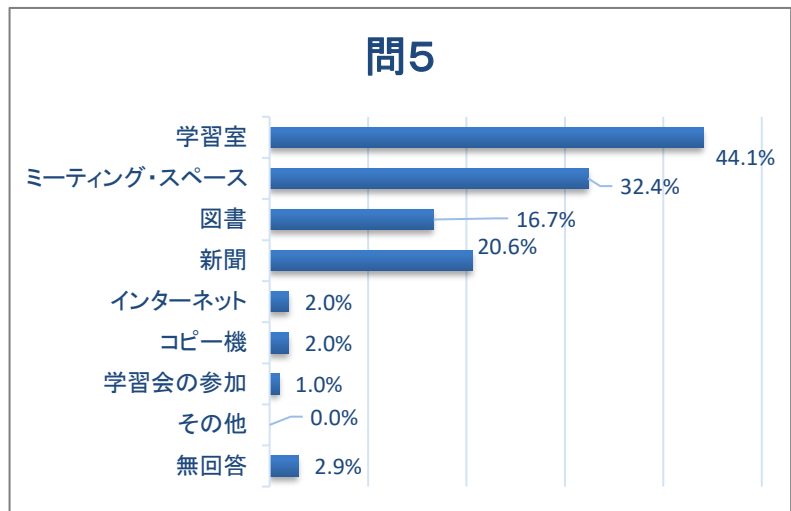
3.佐倉市の施設であることをご存知ですか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
知っている	2	1	0	5	6	15	60	0	89	87.3%
知らない	1	0	1	0	1	3	5	0	11	10.8%
無回答	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2.0%
合計	3	1	1	5	7	18	67	0	102	100%



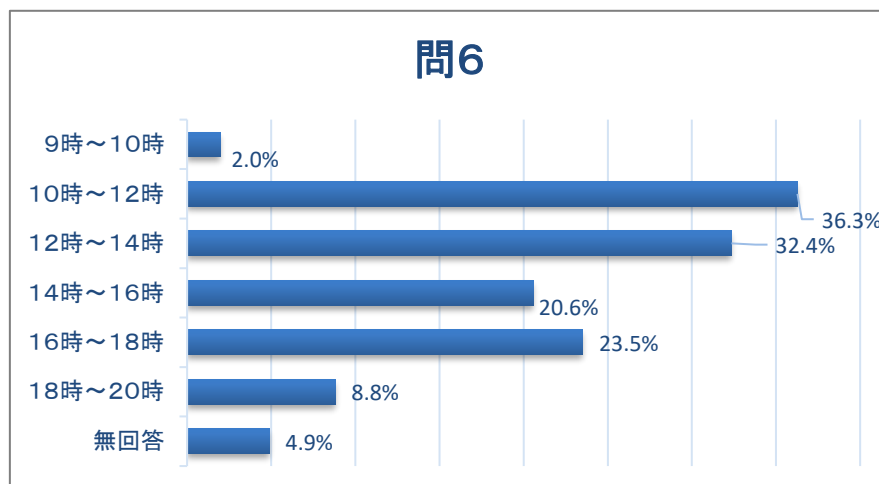
4.男女平等参画推進の拠点施設だという事をご存じですか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
知っている	2	1	0	4	6	17	54	0	84	82.35%
知らない	1	0	1	1	1	2	10	0	16	15.69%
無回答	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1.96%
合計	3	1	1	5	7	19	66	0	102	100%



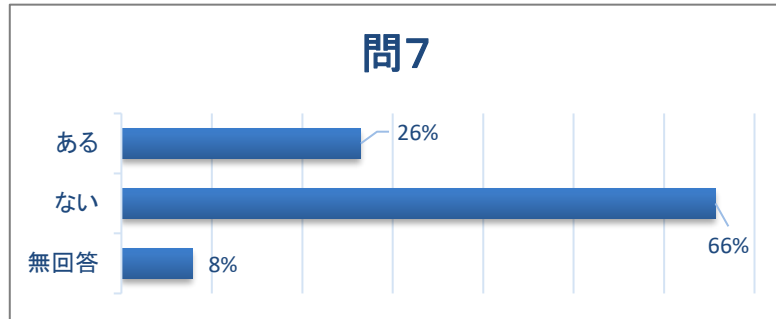
5.よく利用されるのは何ですか？(複数回答可)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不詳	合計	合計／102名
学習室	1	1	0	2	1	7	33	0	45	44.1%
ミーティング・スペース	1	0	1	4	6	5	16	0	33	32.4%
図書	2	0	0	0	3	4	8	0	17	16.7%
新聞	0	0	0	0	1	3	17	0	21	20.6%
インターネット	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2.0%
コピー機	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2.0%
学習会の参加	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2.9%
合計	4	1	1	6	11	20	81	0	124	



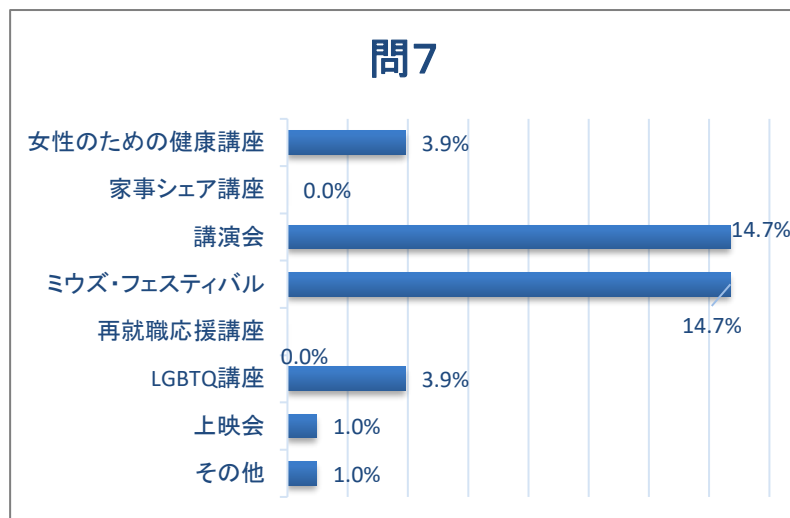
6.よく利用される時間帯(複数回答可)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計	合計／102名
9時～10時	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2.0%
10時～12時	0	0	0	2	2	6	27	0	37	36.3%
12時～14時	0	0	0	0	1	5	27	0	33	32.4%
14時～16時	0	0	0	1	0	5	15	0	21	20.6%
16時～18時	2	0	0	1	4	5	12	0	24	23.5%
18時～20時	1	1	1	2	1	2	1	0	9	8.8%
無回答	0	0	0	0	0	0	5	0	5	4.9%
合計	3	1	1	6	9	23	88	0	131	



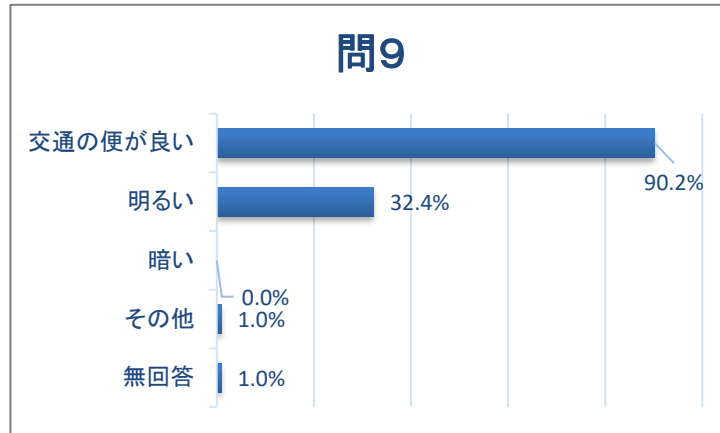
7.講座等に参加したことはありますか？ (複数回答可)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計	合計／ 102名
ある	0	1	0	2	1	6	17	0	27	26%
ない	3	0	1	3	6	12	42	0	67	66%
無回答	0	0	0	0	0	0	8	0	8	8%
合計	3	1	1	5	7	18	67	0	102	



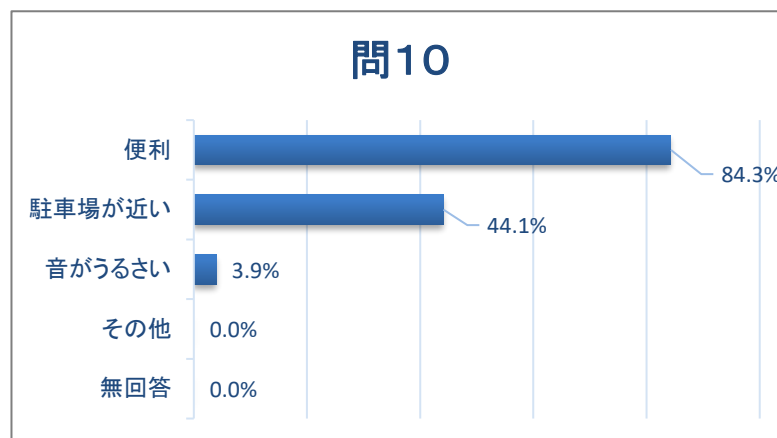
7.参加した講座等	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不詳	合計	合計／ 102名
女性のための健康講座	0	0	0	0	0	1	3	0	4	3.9%
家事シェア講座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
講演会	0	0	0	1	1	3	10	0	15	14.7%
ミウズ・フェスティバル	0	1	0	2	1	3	8	0	15	14.7%
再就職応援講座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
LGBTQ講座	0	0	0	0	0	0	4	0	4	3.9%
上映会	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.0%
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.0%
合計	0	1	0	3	2	7	27	0	40	



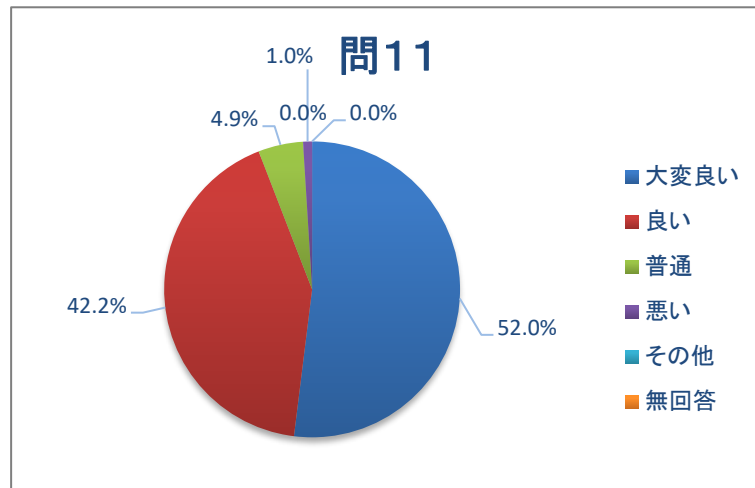
9.施設についてどう思われますか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	無回答	合計	合計／102名
交通の便が良い	2	1	1	5	5	15	63	0	92	90.2%
明るい	1	0	0	1	5	7	19	0	33	32.4%
暗い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.0%
合計	3	1	1	6	10	22	84	0	127	



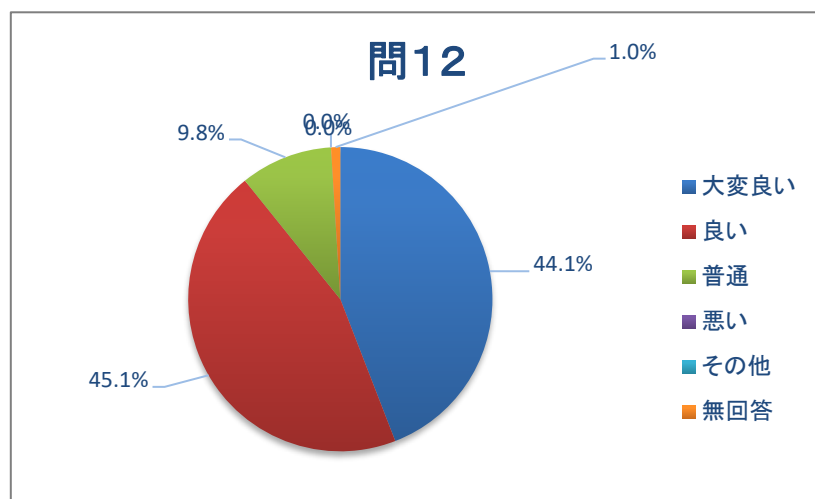
10.ショッピングセンターの中にあることについて、どう思われますか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	合計／102名
便利	3	1	1	5	7	15	54	0	86	84.3%
駐車場が近い	0	0	1	3	2	7	32	0	45	44.1%
音がうるさい	0	0	0	0	0	1	3	0	4	3.9%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	3	1	2	8	9	23	89	0	135	



11.ミウズ内の清掃は行き届き、清潔に保たれていますか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不詳	合計	構成比
大変良い	2	0	1	5	8	3	34	0	53	52.0%
良い	1	1	0	0	3	7	31	0	43	42.2%
普通	0	0	0	0	0	3	2	0	5	4.9%
悪い	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	3	1	1	5	11	13	68	0	102	100%



12.ミウズスタッフの対応はいかがですか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
大変良い	2	0	1	4	5	6	22	5	45	44.1%
良い	1	1	0	1	2	6	32	3	46	45.1%
普通	0	0	0	0	0	3	7	0	10	9.8%
悪い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1.0%
合計	3	1	1	5	7	16	61	8	102	100%



8. 今後参加されるとしたならばどのような講座を希望しますか？

20代

- ・地域交流会。

50代

- ・若者の声を政策と企業経営に生かせ。

60代

- ・お花のアレンジメントとリースづくり
- ・男性（日本）はなぜ世界で低レベルなのか？（家族をかえりみない）
- ・臼井の歴史
- ・参加予定なし

70代～

- ・ミウズって何の講座
- ・⑦上映会
- ・講演会
- ・緑化に関連するもの。
- ・自治体の公共サービスと財政支出の開示について
- ・LGBTQ
- ・健康について
- ・健康講座
- ・音楽教室

13. ミウズへのご要望・意見があればお書きください。

10代

- ・ 図書の種類を増やしてほしい。

50代

- ・ 掲示物ジェンダーのこと等すごくわかりやすかったです。
- ・ これからもよろしくお願いします。

60代

- ・ 特になし
- ・ 感謝の毎日です。
- ・ いつもお世話になっています。
- ・ 学習室の利用を目的により無料にしてほしい。
- ・ 特にないが、このまま続けてほしい。
- ・ 静かなのが良くて利用していますが、時々高校生ぐらいの男子数人グループがいて騒がしい時がある。
- ・ 図書館の CD/DVD も受け取れるとありがたい。

70代

- ・ 小さい子供達に英会話クラスをもうけたら？
- ・ 日経新聞。朝日、読売は家庭購読！
- ・ 月刊誌等が読めてとても良いと思います。
- ・ 新聞は混んでいる時は 30 分で終わりにしている。しかし私一人の時は 45 分位居てしまう。居心地良く感謝申し上げます。
- ・ 図書の受取りなど図書館閉館日時もミウズさんが開いている時はやっていただけるととてもありがたいです。
- ・ お世話になっております。
- ・ 現状維持、シニアのための講座。
- ・ 新聞の種類を増して欲しい。
- ・ 入室が 5 分前なので、もう少し早くお願いしたい。
- ・ 使用の 15 分前に入室出来るように検討下さい。
- ・ 今のままで結構です。
- ・ 今まで通り明るく対応して下さることを望みます。
- ・ 制限が解除され学習室従来的人数で使用出来るようになり助かります。
- ・ ありがとうございます。これからも利用させていただきます。

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和4年度)

施設名称	佐倉市男女平等参画推進センター
評価者・団体	新日本婦人の会

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	S
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	S
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	S
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	-
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S
	不足している物品はないか。	S
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	Ⓝ
3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	Ⓝ
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	Ⓝ
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	Ⓝ
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	Ⓝ
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	—
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	Ⓝ
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	Ⓝ
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	Ⓝ
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	Ⓝ
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	Ⓝ
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	Ⓝ
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	Ⓝ
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	Ⓝ

総合評価

月に一回、利用者様と話し合っています。
 いつもスタッフの対応が非常に丁寧で良いです。
 安心して利用者様と話し合っています。Webはやりやすいです。

別記様式3

指定期間中間モニタリング(令和4年度)

施設名称	佐倉市男女平等参画推進センターミウズ
施設概要	所在地:〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-23 レイクピアウスイ3階 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建 3階の一部 敷地面積:13,077.83㎡(建物全体) 延床面積:155.27㎡ 建築年月:昭和58年6月 施設内容:図書コーナー、ミーティングスペース、学習室(18人収容)、 事務スペース 附帯設備:駐車場(800台収容)※ショッピングセンターのため、共用
施設の設置目的	男女平等参画推進条例に基づく施策を推進し、市民や事業者の取組みを支援する男女平等参画推進活動の拠点として設置
指定管理者	株式会社明日葉
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
委託料	74,700,000円(令和4年度支払額 14,940,000円)
市所管課	市民部自治人権推進課
評価対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

評価	説明
S(優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A(適格)	要求される水準を満たしている。
B(概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C(不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	-	-
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>佐倉市男女平等参画推進センターは、佐倉市男女平等参画推進条例に基づき、男女平等参画社会の形成を促進するための推進拠点として、学習会等の企画及び開催、ミーティングスペースの活用や学習室の貸出し、女性のための相談、情報誌の発行(年2回)や図書への貸出しなどを行っています。</p> <p>施設運営にあたっては、これまでの実績により培われた専門知識(施設管理、講座開催・図書・IT運用等)や、地域住民との交流(登録団体とのイベント等)の積み重ねによるネットワークを活かし、市民活動の場としてふさわしい適切な運営を行ってきました。</p> <p>また、利用者アンケートを実施し、事業内容や施設の環境、職員対応等についていただいたご意見を参考に、ニーズに沿った事業の企画・開催や施設の環境整備を行いました。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進のための学習会は、女性の就職支援、LGBTQ、健康、相談、上映会、男性向けの学習会も開催し、柔軟な考えに基づいた、幅広い内容の事業を企画、開催しています。 ・施設として、設置目的である多くの市民に利用していただくために、適正な図書選定、ミウズ情報誌の発行、男女平等参画に関するミウズ作成の掲示を毎月実施、施設の整理・整頓・美化など利用し易い環境運営を図っています。 ・市民協働事業として「男女共同参画週間(6/23～6/29)」期間中における、ミウズ登録団体12団体と「登録団体ポスター展示」を行い、団体紹介や作品等を展示し、市民が参加できるイベントを開催しています。 			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等を遵守し、業務基準等に基づき平等・公平な施設運営を行っています。 ・男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点として、講演会・学習会等や女性のための相談など様々な事業を展開し、多くの市民に活用されています。 ・施設運営にあたっては、これまでの実績により培われた専門知識や、地域住民との交流の積み重ねによるネットワークを活かし、市民活動の場として適切な運営を行っています。 			

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>商業施設内にあることを生かし、夜間8時までスペース開放、図書の貸出をしています。また同じフロアにある公共施設との情報共有や保育園への備品貸出やイベント参加等で存在感を高めています。また、ミウズ情報誌(年2回発行)やホームページ、SNS、自主企画パネルなどを活用し、効果的な情報発信に努めています。経費については、本社会計部門と連絡をとり適正に運用しました。管理経費については、業務の効率化を図り、きめ細やかな検討による経費縮減に努めました。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>国、県等各種行政機関のイベントや会議へ出席し、1回/月スタッフミーティングでの意見交換、情報の周知を行っています。また、スタッフの力量に合わせ担当業務を割り振り、時間管理を含め適正に運用しています。またオンライン講座ではより多くの視聴者に参加頂き施設の周知に繋がりました。独自事業として11月のDV防止期間では、毎年<パープルリボンプロジェクト>を開催し、市内各所にパープルリボンDV防止立体フレームを設置しました。また、パープルリボンで作成したキルトをイベント会場に展示し、DV防止の周知を図っています。学習会でいかに参加者を増やすのかが課題であり、過去に参加していただいた方々に案内をする事も検討しています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<p>県内外の男女共同参画推進センター等との情報交換や、国・県・利用者等からの情報収集を積極的に行うとともに、効果的なスタッフ研修の実施などにより、サービスの質の向上を図りました。経験豊かなスタッフの対応等については、利用者から高い評価を得ています。社会情勢にあった、また必要に応じて対象を絞った企画事業等は、市民の男女平等に関する意識醸成の場となっています。事業計画に則った安定した運営が行われていますが、利用者数が横ばいにあることから、今後、一層の効果的な情報発信が求められます。</p>			

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適当であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適当であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適当であったか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>運営主体の(株)明日葉としてソシオークグループの規約に則り、維持管理、備品管理、個人情報管理等本社の指導のもと職員への周知徹底を図り、適正に運用しました。</p> <p>安全・危機管理対応としては毎年、臼井ショッピングセンター協同組合による合同消防避難訓練に参加し、緊急時の対応力と連携力の強化に努めると共に、施設警備部門とも連絡を密に取っています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>大きなトラブルも無く、安定運営ができています。ただ、センターの施設もH15年度開設以来、20年が経過する中で、経年劣化が見られるようになり、ブラインドの修繕等、施設の維持管理と備品の管理を重視して行っています。しかし、大雨や長雨による天井からの数箇所の雨漏りがひどく、事前に天気予報を調べ、図書の本が濡れないように、本棚にビニールをかぶせて備えています。また、夜中の警備強化を頼んだりしているが対策等に苦慮しています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<p>利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の維持管理、備品の管理を適切に行いました。</p> <p>安全管理、危機管理及び個人情報保護については、職員研修を行ったり、スタッフミーティングで周知徹底を図ったりするなど、適正な管理が行われています。</p> <p>職員のスキルアップを図るため、積極的に研修を実施し、その結果として、効果的な事業の企画・実施、利用者の高い満足度へとつながったものと思われれます。</p> <p>建物の老朽化による雨漏りについては、引き続き、建物の管理者に対応を要請します。</p>			

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
男女平等参画社会の形成に対する理解	佐倉市男女平等参画推進条例や佐倉市男女平等参画基本計画を尊重した取り組みを行ったか。	A	A
	男女平等参画社会形成のための、国・県・市の取り組みを理解しているか。	S	A
	男女平等参画の意識を浸透させるための方法を提案し実施したか。	A	A
	男女平等参画推進に関する専門知識や指導助言できる能力を有しているか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

男女平等参画社会を形成するための学習会や、女性のための相談などを実施しました。

【学習会等】

- ・男女平等参画講演会
「絵本から考える あなたらしく、わたしらしく」参加者53名(人数制限あり)
- ・女性のための健康講座(女性のライフステージとホルモン変化)YouTube配信 視聴回数113回
- ・家事をシェアして楽しもう(男性向け講座)オンライン参加者12名
- ・性別にとらわれず「自分らしく」生きるために(LGBTQについて)YouTube配信 視聴回数282回
- ・国際女性デー☆フェスタミウズ上映会(六月燈の三姉妹)参加者23名

【女性のための相談】

面談 延べ79人 電話 延べ23人

【独自事業】

パープルリボン・プロジェクト(DV防止運動の取り組み)

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

・ミウズ男女平等参画講演会で、絵本から読み解くジェンダーの話をしてもらったが、参加者から「とてもわかりやすく、絵本を通して、ジェンダー問題を子どもたちにも伝えていきたい」と高評価をいただきました。
 ・LGBTQの学習会を実施したことで、市内の高校から佐倉市に講師派遣の依頼があり、学生など幅広い年齢層にも広めることができました。
 ・袖ヶ浦市男女共同参画推進委員から施設見学依頼があり、施設の概要、取り組みを説明し評価をいただきました。

評価の理由及び今後の課題(市)

男女平等参画推進に係る国・県の動向や社会全体の動きを的確に捉え、男女平等参画社会形成のための取り組みや男女平等参画の意識を浸透させるための幅広い事業を展開しました。
 また、研修や事業を通して、男女平等参画推進に関する専門知識や指導助言できる能力を高めました。

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>「男女共同参画週間」協働事業として、登録団体(12団体)と「ミウズ登録団体ポスター展」を開催し、登録団体の紹介や作品等を展示しました。 また、学習室やミーティングスペースなどは、地域に根差した市民交流の場として活用されています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>ポスター展の掲示物や作品に興味を持った市民がおり、地域の活性化につながる取り組みができました。 また、市内在住の人材を採用し職員として雇用しています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<p>登録団体との協働事業である「ミウズ・フェスティバル」を実施するなど、地域の活性化につながる取り組みが行われています。 また、研修により、市民協働に対するスタッフの意識を高めるなど、組織全体で市民協働による管理運営に努めています。</p>			

2 総合評価及び今後の課題

指定管理者	<p>コロナ禍により女性の貧困等が可視化され、改めて男女共同参画の社会形成が求められています。センターとしては一人でも多くの方々に男女平等参画を推進して行く必要があると実感しました。これからも「女性のための相談」や様々な学習会等を通して広めていきたいと思えます。</p>
市	<p>幅広い学習会等の実施や広報活動、女性のための相談など、男女平等参画推進の拠点施設として、積極的な取り組みが行われています。 これまでの実績により培われた専門知識や、地域住民との交流の積み重ねによるネットワークを活かした事業は、利用者からも高い評価を得ています。 一方で、新型コロナウイルスの影響で減った利用者数を、今後、回復させていく必要があります。 男女平等参画に係る社会全体の問題が複雑化している中、男女平等参画推進センターの役割はますます重要になっています。今後も市民のニーズや社会情勢を的確に捉え、より良い事業の展開、施設運営に努めることが求められます。</p>

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和4年度
施設名 : 佐倉市男女平等参画推進センター

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則)		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □ 明示すべき労働条件の内容 ① 契約の期間、② 就業の場所・従事する業務の内容、③ 労働時間に関する事項、④ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤ 退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、① 昇給の有無、② 退職手当の有無、③ 賞与の有無、④ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input checked="" type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ① 交替制勤務における引継ぎ時間 ② 業務報告書等の作成時間 ③ 仕事の打合せ、会議等の時間 ④ 参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤ 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。